入　札　告　示

札幌市告示第707号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年２月16日

札幌市長 秋元 克広

記

１　契約担当部局
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部子ども発達支援総合センター地域支援課企画係
住所：062-0934　札幌市豊平区平岸４条18丁目１-21（電話011-821-0070、FAX 011-821-0241）

２　入札に付する事項
(1) 役務の名称
令和８年度札幌市子ども心身医療センター及び札幌市発達医療センター患者受付・会計・医局秘書等業務
(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
(3) 履行期間
令和８年４月１日～令和９年３月31日
(4) 履行場所
入札説明書による。
(5) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格
(1) 令和４年度～令和７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」－中分類「医療業、保健衛生サービス業」－小分類「医療事務・その他医療業・保健衛生サービス業」に登録されている者であること。
また、令和８年度～令和11年度定時登録を行い、その結果として競争入札参加資格認定通知書を受領しているものであること。
(2) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
(6) 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有する者として、下記のいずれにも該当する者であること。
ア　資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的な基盤が十分に整っている者
イ　累積欠損がなく、かつ経営状態が良好である者
(7) その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行できる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者として、下記のいずれにも該当する者であること。

ア　経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められる者
イ　コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されている者

4　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記１に同じ。
(2) 入札書の受領期限
令和８年２月24日（火）17時00分（送付の場合は必着のこと。）
(3) 開札の日時及び場所
日時：令和８年２月25日（水）９時00分
場所：札幌市子ども発達支援総合センター４階研修室（札幌市豊平区平岸４条18丁目１-21）
(4) 入札書の提出方法
上記１に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。ただし、原則は送付によることとする。

5　入札手続等
(1) 入札保証金　　免除
(2) 契約保証金　　要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
(3) 入札の無効
本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。
(4) 契約書作成の要否
要
(5) 落札者の決定方法等
ア　落札者の決定
札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。
イ　入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して３日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記３に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。
なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い
上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以降、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
(6) 詳細は入札説明書による。

以上